

補助金等適正化に関するガイドライン

令和4年4月改訂

朝来市



目 次

はじめに	1
第1 補助金等とは	2
1 定義	
2 参考	
第2 本ガイドラインの適用範囲	3
第3 適正化の視点	4
1 補助原則	
2 交付基準	
第4 補助金等の分類ごとの補助率、評価時期及び実施期間の基準	7
第5 評価手順	8
1 新設補助金等	
2 既存補助金等	
3 予算査定	
第6 評価結果の公表	10
第7 (様式1) 補助金等評価書	11

はじめに

本市は平成17年4月に合併により誕生し、これまで第1次（H19～H23）、第2次（H24～H28）及び第3次（H29～H33）行財政改革大綱を策定し、これらの大綱に基づく実施計画を定め、地方債残高の縮減や計画的な職員数の管理等により、健全財政の堅持に努めている。

また、補助金等の適正化については、平成18年度に朝来市補助金等検討委員会を設置して、合併前の旧町から継続実施していた補助金等をゼロベースから検証し、適正化を図ったところである。

補助金等は、行政の政策目的を効果的かつ効率的に実現する有効な手段であるが、行政が直接執行する事業と比較して自由度が高く、一旦新設されるとその費用対効果等が十分検証されないまま継続実施され、長期化や固定化するといった課題も指摘されている。また、補助金等の財源は市民からの税金であることから、目的、内容及び費用対効果について市民へ説明責任を果たすとともに、社会経済情勢や市民ニーズに即したものであるかどうか、常に検証しながら適正化に努める必要がある。

そこで、本市の補助金等の適正化に関する基本方針として、本ガイドラインを策定する。

第1 補助金等とは

公金の支出対象、範囲については、憲法第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定されている。

また、補助金等の支出根拠については、地方自治法第232条の2（寄附又は補助）で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

1 定義

このガイドラインにおける補助金等とは、「市が交付する補助金、助成金、交付金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他相当の反対給付を受けない給付金（市長が指定するものを除く。）」とする。（朝来市補助金等交付規則（令和2年規則第4号）第2条第1号に準ずる。）

2 参考

補助金とは、国または地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他のものを交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金を含むと解されているが、地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。

補助金の一般的な性格としては、①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について使途が特定されることであること等が上げられる。

（第一法規「地方自治法実務辞典」より）

【解説】

- (1) 補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。
- (2) 「公益上必要がある」か否かは当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為でないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。
- (3) 補助金には、単独補助によるものと国（県）補助を伴うものに分類される。

ア 単独補助によるもの

市町村が独自の判断によって補助するもの。

イ 国（県）補助を伴うもの

国又は県の施策に基づき、国（県）から補助を受け市町村を経由して補助するもの。（市町村が上乗せ補助をする場合もある。）

(4) 奨励金、助成金等について

補助金として支出されるものの中には、その名称を奨励金、助成金等を使用しているものもあり、実質によって補助金と同様な取扱いをする場合がある。

（ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より）

第2 本ガイドラインの適用範囲

各補助金等については、それぞれ支出の目的や性質が異なっていることから、適正化を図るために分類する必要がある。

そこで、前項により定義付けされた補助金等について、次の表のとおり分類した上で、ガイドラインを適用する範囲を設定する。

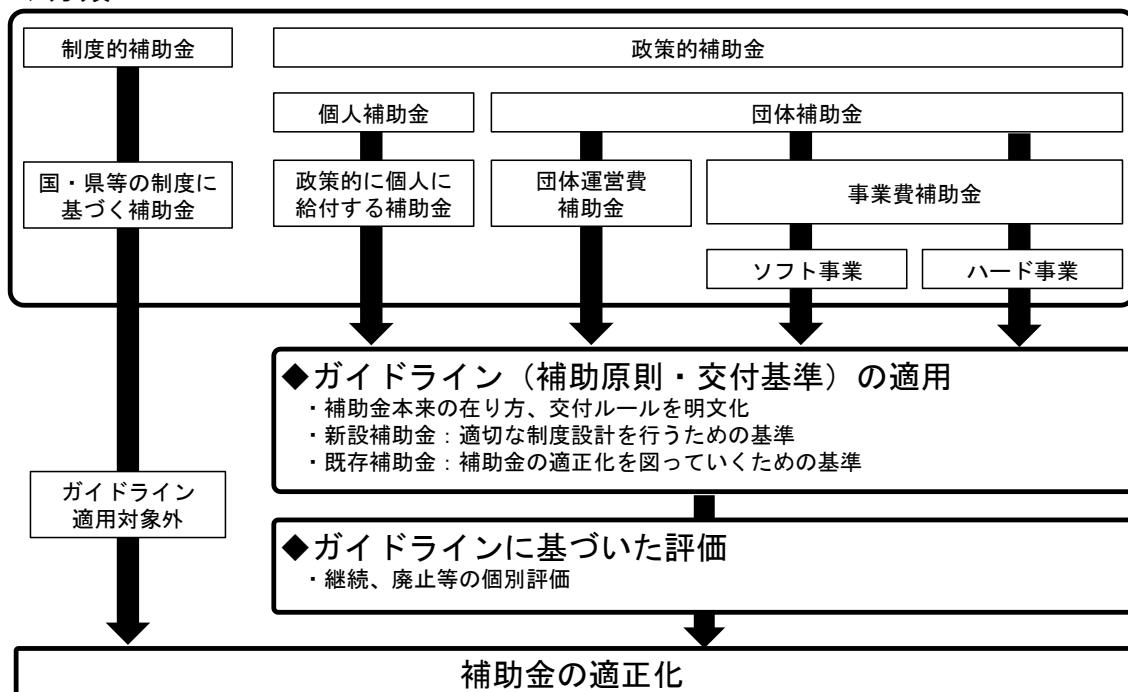
なお、ガイドラインを適用する範囲については、政策的補助金を対象とし、国・県等の制度に基づく市の政策判断が及ばない制度的補助金は対象としない。【表1】【図1】

【表1】補助金等の性質別分類表

大分類	小分類		説明
制度的補助金	国・県等の制度に基づく補助金		国・県等の制度に基づいて市の政策判断が及ばず補助するもの
政策的補助金	個人補助金	政策的に個人に給付する補助金	
	団体運営費補助金		団体が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体の運営に必要な経費を補助するもの (公益上必要とされる業務を執行している団体への財政支援)
	事業費補助金	ソフト事業 ハード事業	公益的なソフト事業の実施に対して補助するもの 公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備等について補助するもの

【図1】ガイドラインの適用範囲

◆分類



第3 適正化の視点

補助金等の支出に当たっては、市民に対して費用対効果など十分な説明責任を果たすとともに、補助事業の目的や内容の公益性や補助対象を明確にしておくことが必要である。

また、新たに補助金等を支出しようとする場合は、内容を十分精査した上で実施の可否を判断する必要がある。さらに、年数の経過とともにその「公益性」「妥当性」が乏しくなる場合や「長期化」「固定化」の傾向も否めないことから、定期的にその目的や内容が社会経済情勢、市民ニーズ等に即したものであるかどうかを検証しなければならない。

そこで、市が補助金等の制度を新設及び定期的に評価する際には、以下の原則及び基準に従って精査する。

1 補助原則

本市の補助制度は、以下の4つの原則を満たすことを必須条件とする。【表2】

【表2】補助原則

項目	内容	具体的なチェック項目
①公益性	補助金等の支出は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要のある場合」に限られており、公益性が絶対条件であることから、補助事業の効果が、広く市民生活の向上に資するものかどうか等、明確な「公益性」が認められる必要がある。	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること
②妥当性	補助金等の目的が、政策意図を明確化したものとなっており、補助事業として実施することに「妥当性」が認められる必要がある。	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること
③有効性	地方自治法第2条において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」と規定されており、補助金等の支出に当たって「有効性」が認められる必要がある。	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること
④透明性	補助金等の支出に当たっては、支出対象である事業の目的や内容について広く公開し、市民に対して高い「透明性」を確保することが必要である。	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること

2 交付基準

補助金等の支出に当たっては、以下の基準で精査を行い、必要があれば内容の改正を行うこととする。【表3】

【表3】交付基準

項目	内容	具体的なチェック項目
①補助対象者の適正化	<p>補助対象者は、補助目的に対し適切に設定されているか、補助することが必要な者であるかを精査し、居住地等、特に条件を付す必要性があれば要綱の改正を行う。</p> <p>また、補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、市の徴収金の完納に関する条件、暴力団等排除の条件が要綱に盛り込まれているかを確認する必要がある。</p>	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること（補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。） ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること
②補助対象経費の適正化	<p>補助対象経費は、補助対象者の事業費に限定されるべきであり、団体運営にかかる一般管理的な費用など、事業と直接関係ない経費について原則として対象としない。</p> <p>また、補助対象とする事業についても、補助目的と関係のないものを対象としているいか精査する必要がある。</p>	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと
③補助率の適正化	補助金等の性質により補助率の上限を定め、支出の抑制を図るとともに補助金間の公平性を確保する必要がある。	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること （団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと
④補助の実施期間	補助金等の長期化により、補助金等ありきの事業実施となる恐れや、個人・団体の既得権化につながる恐れがあるため、補助の実施期間を定める必要がある。	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること （個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）
⑤上限の設定	補助金額の算定に当たっては、市として支出るべき上限額を設定し、過大な支出を抑える必要がある。	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること

項目	内容	具体的な チェック項目
⑥類似制度の精査	<p>補助金等の制度を新設する場合や、補助の規模を拡大するような改正を実施する場合は、スクラップ＆ビルドの観点から、他制度の廃止や見直しを行う必要がある。</p> <p>また、既存の制度でも類似するものがないかどうか、統合できるものがないかどうかの確認をする必要がある。</p>	<p>【新設・拡大改正】</p> <p>①他制度の廃止・見直しを行うこと</p> <p>【継続】</p> <p>②類似制度がある場合、統合すること</p>
⑦補助の効果	補助金等の支出に当たっては、必ず費用対効果の指標を設定し、投入した費用に対して効果が認められるかどうか判断する必要がある。	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること

【以下、団体運営費補助金のみ】

⑧重複補助の有無	傘下構成員に対して重複して補助していないか確認する必要がある。	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと
⑨適切な会計処理	団体の決算・会計処理について不適当な点がある場合は、補助を実施しない。	①団体の会計処理が適切に行われていること
⑩事業費補助への転換	<p>団体運営費補助は、補助金の充当先が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が不明確となりがちであり、補助による効果がわかりにくい傾向がある。</p> <p>そのため、特に認められる事由がある場合を除き、補助対象となる事業を明確にした事業費補助へ転換する必要がある。</p>	①事業費補助へ転換すること

第4 補助金等の分類ごとの補助率、評価時期及び実施期間の基準

【表4】補助金等の分類ごとの補助率、評価時期及び実施期間の基準表

大分類		小分類	説明	補助率	評価時期	実施期間
政策的補助金	個人補助金	政策的に個人に給付する補助金	社会情勢や人口対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの	原則1/2以内	3年で評価	原則9年以内
	団体補助金	団体運営費補助金	団体が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体の運営に必要な基礎的経費を補助するもの（公益上必要とされる業務を執行している団体への財政支援）	個別判断	5年で評価	原則10年以内
		事業費補助金	公益的なソフト事業の実施に対して補助するもの	原則1/2以内 【例外】市民に対して補助率の妥当性を説明できる場合	3年で評価 【例外】継続して支援が必要な場合等、市民に対して評価時期を長期に設定する妥当性を十分説明できる場合は、9年で評価	原則9年以内
		ハード事業	公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備等について補助するもの	原則1/2以内 【例外】他市では市が直接運営している施設等、特に公共性が高い場合	10年で評価	原則10年以内

※条例に基づく補助金は、条例の規定による

第5 評価手順

補助金等の制度を新設する場合、内容を改正する場合、評価時期を迎えた既存補助金等は、以下の手順に従って評価を行う。こちらの手順に従わない補助金等については、予算措置ができない。【図2】

1 新設補助金等

(1) 1次評価（所管課による自己評価）

ア 評価方法

- ・評価書による自己評価

(2) 2次評価（企画財政担当課による評価）

ア 評価方法

- ・評価書による評価

- ・所管課ヒアリング（必要があると認められた補助金等のみ）

イ 評価区分

- ・「承認」「否認」

(3) 最終評価（政策会議による評価）

ア 評価方法

- ・政策調整（決定）会議により、市としての政策決定

イ 評価時期

- ・原則、予算要求時期までに評価を受けること

ウ 評価区分

- ・「承認」「否認」

2 既存補助金等

(1) 1次評価（所管課による自己評価）

ア 評価対象

- ・内容の改正を行う補助金
- ・評価時期を迎える補助金

イ 評価方法

- ・評価書による評価

ウ 評価区分

- ・「継続」「改正」「廃止」

(2) 2次評価（企画財政担当課による評価）

ア 評価方法

- ・評価書による評価

- ・所管課ヒアリング（必要があると認められた補助金等のみ）

イ 評価区分

- ・「継続」「改正」「廃止」

(3) 外部評価（必要があると認められた補助金等のみ）

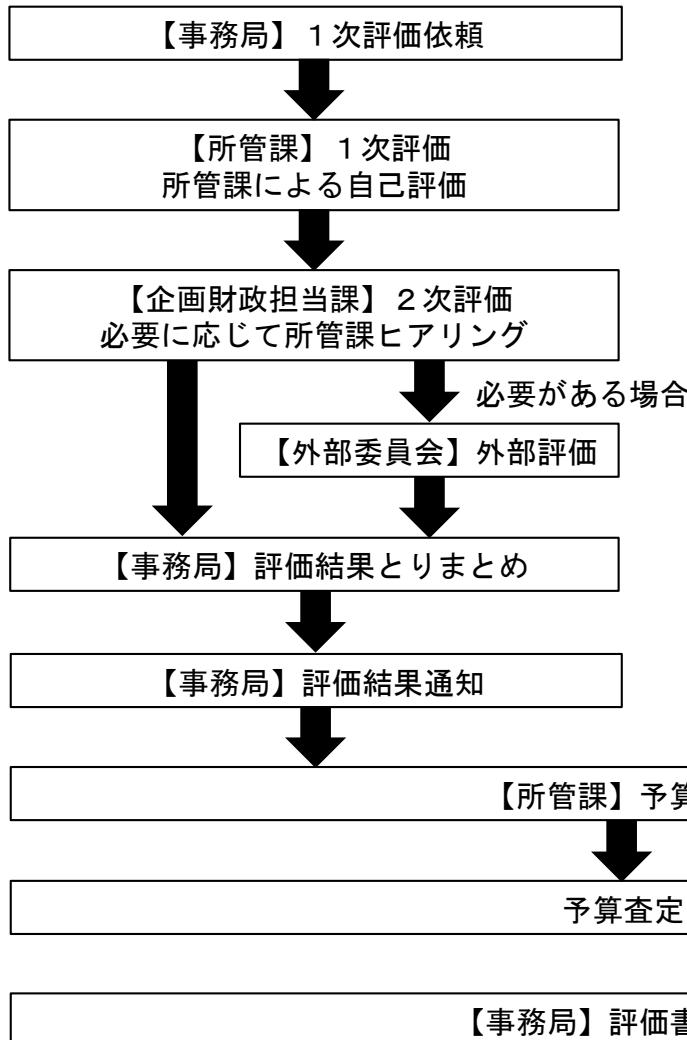
必要があると認められた補助金等は、朝来市行財政改革推進委員会にて審議する。

3 予算査定

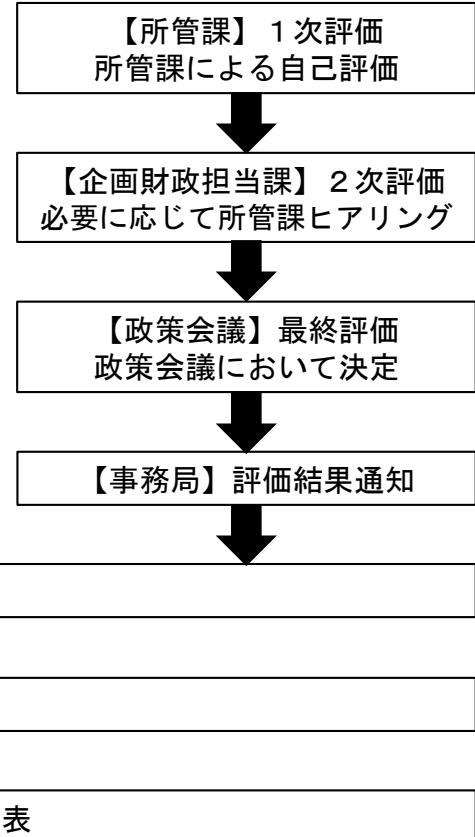
予算査定においては、評価結果を踏まえて査定する。

【図2】評価フロー図

◆既存補助金等



◆新設補助金等



第6 評価結果の公表

市として補助金等の費用対効果をどのように捉えているか、それを踏まえてどのように評価したかについては、市民に情報提供し、透明性を確保する必要がある。また、原則を超えた補助率や補助継続の判断についての妥当性についても、客観的に明らかにしておく必要がある。

そこで、「(様式1) 補助金等評価書」を市ホームページで公表する。

第7 (様式1) 補助金等評価書

(様式1)
区分

補助金等評価書

作成・更新日
令和 年 月 日

補助事業名		担当部課			
補助要綱		根拠法令			
総合計画体系		分類			
事務事業		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果

1. 事業概要

補助の目的			
補助が必要な理由			
補助対象者			
補助対象事業			
補助率／補助額		上限額	
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
①						
②						
補助額					—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数					—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徵収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		
運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと		
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次		
2次		
外部		
最終		